

令和4年度

5トン未満のクレーン運転業務特別教育講習会の開催について

つり上げ荷重が5トン未満のクレーン運転（レッカー、トラッククレーン等移動式クレーンを除く）の業務については、労働安全衛生法第59条第3項によって特別教育を修了した者でなければならないことになっております。

この度当協会では、下記により特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の従事予定者を積極的に受講させて頂きますようご案内いたします。

記

1 講習日時及び会場

(1) 4年5月27日（金）～29日（日）

(2) 7月29日（金）～31日（日）

(3) 12月16日（金）～18日（日）

(会場) 学科講習は、「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3

実技講習は、「芝浦機械(株)沼津工場」 沼津市大岡2068-3

※学科会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。（JR沼津駅から徒歩10分）

(時間) 講習1日目は午前9時10分から午後5時まで、2日目は午前9時10分から午後1時まで学科講習を行います。3日目は午前8時から12時までの予定で実技講習を行います。昼食休憩は、50分と短いのでご留意下さい。

開始の10分前までにお集まり下さい。

2 受講料（テキスト代・消費税を含む）

受講者1名について

当協会会員事業場 18,700円 非会員事業場 19,800円

3 受講申込方法

(1) 下記申込書に必要事項を記入され、受講料を添えて当協会にお申込下さい。受講票をお渡します。定員に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。

※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990

(2) テキストは、開催当日会場でお渡します。

(3) 一旦納入されました受講料は、講習日（1日目）の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

4 修了証の交付

講習修了者には、クレーン特別教育修了証を3日目終了時に交付いたします。

5 持参するもの

(1) (学科講習) 受講票及び筆記用具

(2) (実技講習) (1)のほか作業衣・作業靴・保護帽（ヘルメット）

なお、本人確認の為、自動車運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の何れかを持参して、席のナンバープレートの側に置いて下さい。

6 昼食弁当の受け付けについて

1日目に限り、会場の沼津労政会館1階の事務所に於いて、昼食弁当の受け付けを行っております。希望者は、講習会開始前にお申込下さい。

7 学科会場の沼津労政会館は、令和3年1月から敷地内全面禁煙となりましたので、ご承知下さい。

クレーン（5トン未満）運転業務特別教育 受講申込書

〈移動式クレーンを除く〉

希望月日	年 月 日
------	-------

フリガナ 受講者氏名	生年月日	現住所	備考
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

令和 年 月 日 千 一

所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込まれた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定（振込・持参）

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

（ 静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059
受取人 沼津労働基準協会 ）